

付録4. 九州大学大学院通則 第17条

九州大学大学院通則

平成16年度九大規則第3号

施行：平成16年 4月 1日

最終改正：平成25年 3月 19日

目次

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 入学、再入学、転学及び編入学等（第9条～第17条の3）

第3章 教育方法等（第17条の4～第26条）

第4章 修了要件及び学位授与（第27条～第32条）

第5章 退学、留学及び休学（第33条～第36条）

第6章 表彰、除籍及び懲戒（第37条～第40条）

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第41条～第45条）

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生（第46条～第51条）

第9章 専門職大学院の教育方法等（第52条～第58条）

附則

（転学府及び専攻の変更）

第17条 本大学院の学府に在学する者が、本大学院の他の学府に転学府を願い出たときは、学年の始めに限り、考查の上、許可することがある。

2 前条の規定は、前項の転学府を志望する場合に準用する。

3 第1項により転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会が決定する。

4 前項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

（編入学）

第17条の2 第11条各号のいずれかに該当する者が、本大学院の一貫制博士課程を置く学府の第3年次に編入学を願い出たときは、考查の上、許可することがある。

2 前項の編入学について必要な事項は、当該学府において別に定める。

（再入学等の手続及び許可）

第17条の3 再入学、転学（第16条の転学を除く。）及び編入学（以下「再入学等」という。）に係る手続及び許可については、第14条の3の規定を準用する。

第3章 教育方法等

（教育課程の編成方針）

第17条の4 本大学院の学府（専門職大学院を除く。）は、当該学府及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各学府は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

【大学院設置基準第11条】

（大学院共通教育）

第17条の5 本大学院に、各学府が編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を大学院共通教育と称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

（博士課程教育リーディングプログラム）

第17条の6 本大学院に、博士課程教育リーディングプログラムを置く。

2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。